株式会社モイスト 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL048-844-8972/FAX048-844-8973 理事長 池本 誠司

申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会では一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約につき、消費者の権利 擁護の観点から、広告表示等についての検討を行っております。今般、消費者の方か ら情報提供がありましたため、サプリメントの販売に関する貴社の広告表示につき検 討した結果、貴社が使用している広告表示には、不当景品類及び不当表示防止法(以下 「景品表示法」といいます。)に違反する不当な内容が記載されているということが判 明したため、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

- 1 貴社商品のWebページ上の広告表示について
- (1) 貴社がインターネット上で販売しているサプリメント「丸ごと熟成生酵素」に関する Web ページ (https://moist-corp.jp/lp/3EVK/) 上の表記について、「今ならなんと30日分が実質無料!!申し訳ございませんが、送料相当500円だけご負担ください」との文言が強調して大きく表示されている一方、4か月間の契約継続が必要であることはこの文言の付近には記載されていません。

また、同ページ下部には「お申込みの前に必ずご確認ください!」「トクトクコースについて」として、1回目が「実質無料」「送料相当500円」、 $2\sim4$ 回目が「特別価格13%OFF!3960円」「送料無料」との表示がありますが「%トクトクコースは4カ月のご継続がご条件となります」との表記は下部に小さく表示されています。

(2) これらの表示によれば、これを見た消費者が貴社の同商品を購入するにあたり、実際には契約初回の代金500円の負担をするのみならず、4回目まで契約

を継続し、2回目から4回目まで各回3960円の負担を必ずしなければならない契約内容であるにもかかわらず、500円の負担のみで30日分の商品を購入できるとの誤認を生じるおそれが強いものです。これは景品表示法第30条第1項第2号により禁止される有利誤認表示(商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること)に該当しますので、貴社の当該広告表示は同法違反となります。

- (3) また、貴社による同商品の販売方法は特定商取引に関する法律における通信販売に該当しますが、同法第11条は通信販売における広告表示に商品の販売価格の明示を義務付けていますので、同広告表示は同法違反となります。
- (4) ついては、このように消費者の負担総額を誤認させるおそれが強く景品表示法の有利誤認にあたり、また販売価格が消費者に分かりやすく明示されず特定商取引法に違反するような広告表示の削除をするよう求めます。広告表示をされる際には、少なくとも、消費者が負担する総額を消費者に分かりやすく表示してください。

2 確認画面の表示について

同商品について、同Webページ上の注文フォームから購入申込を行った場合、確認画面においても、売買代金は500円と表示されることを確認しています。

確認画面の表示が求められるのは、消費者が契約内容を正確に理解できるようにするためです。そうであるとすれば、少なくとも4か月間の継続が義務づけられる限り、確認画面においても、消費者が必ず負担しなければならない金額の総額の表示がされるべきものです。

この点、確認画面の下部には、「今回のキャンペーンは4回以上のご継続がご条件となります。」との文言はありますが、必ず負担することとなる総額の記載がないことに変わりはなく、また4回以上継続しない場合にどうなるのかの記載もない(例えば2回目に停止した場合にどのような扱いとなるのか不明確である)ため、消費者が契約内容を正確に理解し、契約するかどうかあらためて意思確認するための確認画面の表示としては不十分であり、この文言があるからといって適切な表示となるものではありません。

ついては、確認画面の表示についても、消費者が必ず負担することとなる金額の 総額を正確かつ容易に理解することのできない表示の使用停止または修正を求めま す。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 事務局長 岩岡 宏保

TEL:048-844-8972/FAX:048-844-8973